

12月号



おおもり 青色便り

No.0670

一般社団法人 大森青色申告会

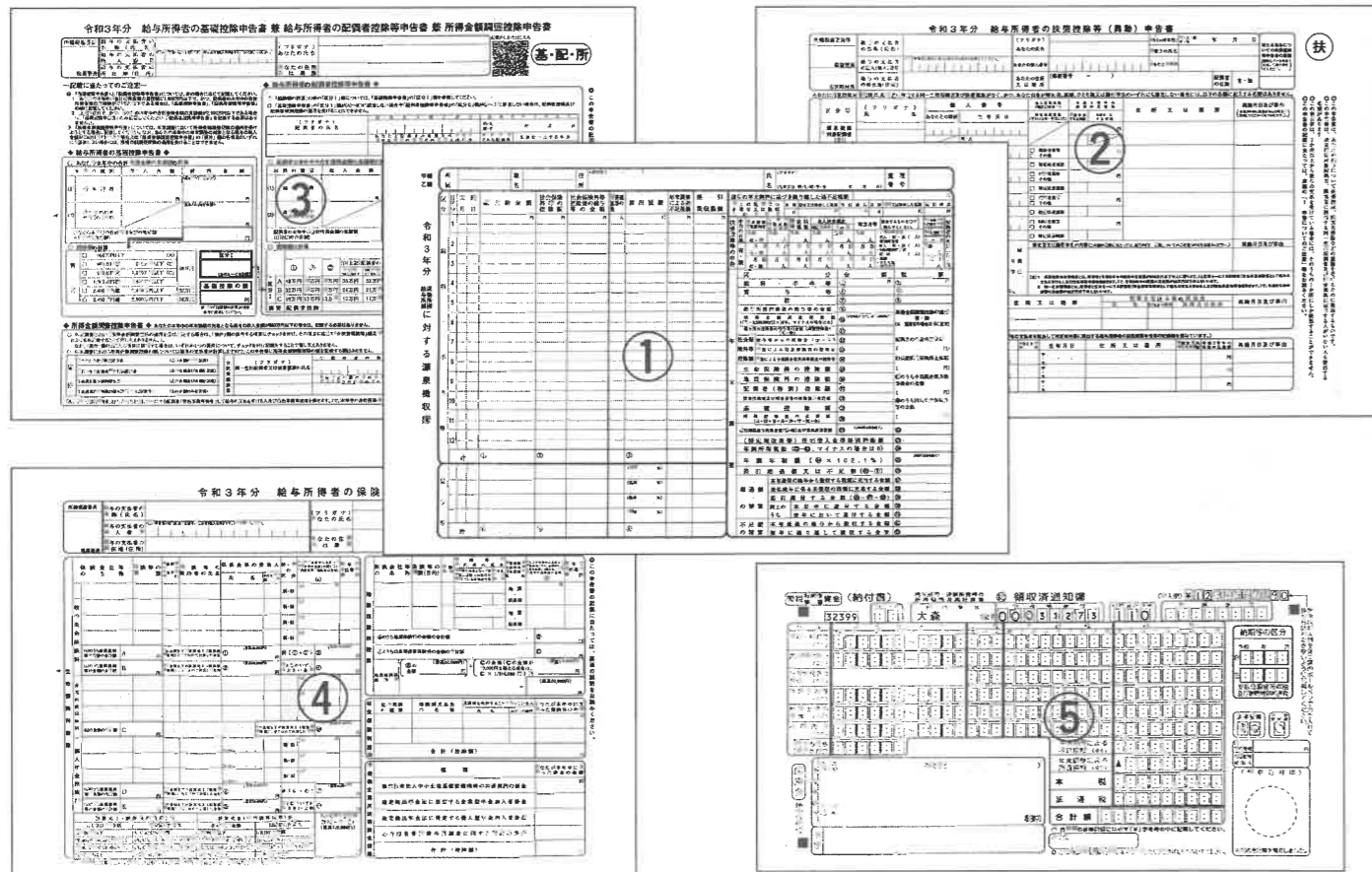
令和 3. 12. 1

令和3年分 年末調整個別相談会のご案内

当会では、令和3年12月13日(月)～令和4年1月20日(木)に従業員・専従者給与の年末調整の個別相談会を完全予約制にて行います。但し、年末調整以外に記帳内容の確認・相談を併せてご希望の場合は予約の際に必ずお申し出下さい。令和3年10月下旬から11月初旬にかけ、管轄税務署・市区町村からお手元に年末調整に必要な書類が送付されているかと思えます。12月号会報2ページ(裏面)の「令和3年分 年末調整のご相談前チェックリスト」で必要書類等をご確認のうえ、ご持参ください。

期 間 令和3年12月13日(月)～同年12月24日(金) ※土・日・祝日は除く
令和4年1月7日(金)～同年1月20日(木) ※土・日・祝日は除く
時 間 午前10時～11時30分 午後1時～3時

※新型コロナウイルス感染状況によりスケジュールが変更となる場合がございます。
※ご予約をいただけていない場合のご相談はお受けできませんのでご注意ください。
※ご来所の際には、検温、手指消毒、マスクの着用のご協力をお願いします。
※税務署から送付される納付書をご持参ください。
※市区町村から送付される給与支払報告書(総括表)・返送用封筒またはあて名をご持参ください。(2ページ目チェックリスト⑥)



★コロナウイルスの影響により、時短営業を行う場合があります。ご来所の際にはホームページ又はお電話でご確認下さい。

マイナンバーカード申請はお済みですか？

マイナンバーカードセンターが大森青色申告会にやってきます！

「去年は日程が合わなくて・・・」
「今年こそはe-Taxで65万円控除を！」
という方！青色申告会で申請しませんか？
青色申告会で申請すれば、受け取りもラクラク！
詳細は、先月(11月号)同封のチラシをご覧ください、
当会事務局までご連絡ください。
※事前予約制ですのでご注意ください。
※コロナ感染状況等により、中止となる場合もあります

【日時】
12月14日(火)、15日(水)
10時～16時
(12時～13時を除く)
【会場】
大森青色申告会 2F
【予約】
03-3771-8859までお電話ください。



◆◆◆2021年中に土地や建物・株式等の譲渡をおこなった方へ◆◆◆

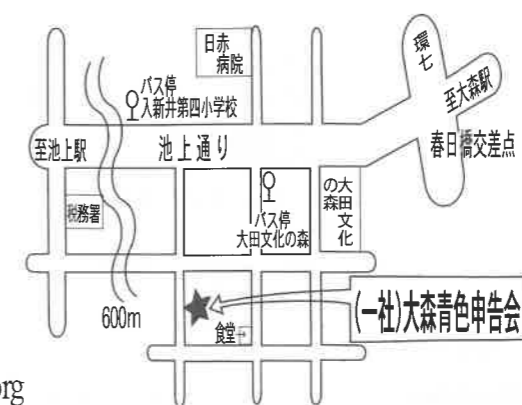
土地や建物・株式等の譲渡をされた方は、事業所得や不動産所得等とは別に税金を計算します。事前相談を必ず受けた上で、確定申告相談にお越しください。

【事前相談を受けた方(ご自身で計算書類を作成した方も含む)】
「譲渡所得の内訳書」又は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成済みなので、ほかの所得と併せて青色申告会で提出することが出来ます。
★株式等については「特定口座」での取引のみ限定とさせていただきます、有利判断はいたしません。
★事前指導を受けずにご自身で作成した書類はチェック致しかねます。

【事前指導を受けていない方】
「譲渡所得の内訳書」又は「株式等に係る譲渡所得等の計算明細書」は未作成なので、譲渡所得に係る書類を作成できません。それ以外の計算はできますが、最終的には管轄税務署で指導を受けていただくことになります。

一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03 (3771) 8859
FAX: 03 (3773) 6388
Eメール: aoiro-o@nifty.com
URL: <https://www.oomori-airo.org>



事務局から重要なお願い

【決算確定申告相談のご案内について】
12月初旬に『確定申告相談のご案内』を、ゆうメールにてお送りしております。12月13日頃になってもお手元に届いていない場合には、お手数ですが当会事務局までお電話をお願いいたします。

なお、お送りしております『確定申告相談のご案内』には、減価償却計算表、集計表や決算書申告書の下書き用紙等々の大切な書類が同封されております。必ず内容をご確認いただき、お早めに確定申告相談のご予約をお取りいただくようお願い申し上げます。

【年末年始の営業について】
年末は、令和3年12月27日(月)
午後5時まで
年始は、令和4年1月7日(金)
午前9時から
上記の営業時間となりますので宜しくお願い致します。

★会員必携販売のご案内★

令和3年度版の青色申告会会員必携(テキスト)を当会事務局で販売いたします。
価 格：一冊 定価720円
会員価格：一冊 500円

予約制 事務局に申込み
時 間 申込順で30分位
無料法律相談日
12月9日(木)・23日(木)
住宅相談
旭化成ホームズ
12月2日(木)
パナソニックホームズ
12月16日(木)
保険の相談
ご希望の方は事務局迄

12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です(23区内)

12月は、23区内の固定資産税・都市計画税第3期分の納期です。6月に発送した納付書により12月27日(月)までにお納めください。口座振替、金融機関・郵便局のペイジー対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング及びATMのほか、パソコン・スマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。さらに、スマートフォン決済アプリでも納付できますので、ぜひご利用ください。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方については、申請により1年間納税を猶予する制度があります。

詳細は、HPまたは下記問合せ先へ

- 問：＜課税＞所管都税事務所の固定資産税班及び支庁
- ＜納税＞所管都税事務所の徴収管理班及び都税支所・支庁
- ＜口座振替＞主税局徴収部納税推進課 03-3252-0955

《大森税務署長表彰並びに税務署長感謝状の贈呈が行われました》

令和3年11月8日(月)午後5時より、大田文化の森第三・四集会室に於いて、理事会の冒頭、大森税務署金澤節男税務署長をお迎えして税務署長表彰並びに税務署長感謝状の贈呈が行われた。

令和3年度の受賞者は

- 大森税務署長表彰 大森西支部理事 山崎栄一様
- 大森税務署長感謝状 副会長 入新井支部 守屋佳昭様
- 大森税務署長感謝状 副会長 新井宿支部 中村 敬 様



▲守屋佳昭様



▲山崎栄一様



▲中村 敬 様

◆令和3年分 年末調整チェックリスト◆

年末調整のご相談にお越しになる前に必ずこのチェックリストをご確認ください。

お出かけ前チェックリスト (年末調整に必要なもの)	
① 給与所得者に対する源泉徴収簿 給与所得者1名につき1枚必要となる書類です。必要事項をご記入のうえ、必ずご持参ください。 給与所得者の氏名(フリガナ)・住所・生年月日・マイナンバーの番号と令和3年1月から令和3年12月までに支給した、支給日と支給金額等は記入されていますか？	④ 令和3年分 給与所得者の保険料控除申告書 給与所得者に保険料等の控除がある場合に必要となる書類です。 給与所得者の氏名(フリガナ)・住所の記入、押印した書類はありますか？ 各種保険料控除証明書の確認が必要となります。 令和3年中に支払った、国民年金、国民年金基金、健康保険、後期高齢者保険、生命保険、個人年金保険、地震保険、小規模企業共済保険など控除証明書の確認はできていますか？
② 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 給与所得者に扶養者がいない場合でも必要となる書類です。必要事項をご記入のうえ必ずご持参ください。 給与所得者の氏名(フリガナ)・住所・生年月日・マイナンバーを記入し押印はありますか？ 1) 給与所得者に16歳以上の扶養者がいる場合には、扶養者それぞれの氏名(フリガナ)・続柄・生年月日・マイナンバーの記入と令和3年中の所得の見積額・住所は記入されていますか？ 2) 給与所得者に16歳未満の扶養者がいる場合には、扶養者それぞれの氏名(フリガナ)・マイナンバー・続柄・生年月日・住所等の記入はされていますか？ 3) 給与所得者が寡婦・ひとり親又は勤労学生控除の適用はありませんか？ 適用のある場合は、チェック欄と必要事項が記入されていますか？	⑤ 令和3年分の納付済み給与所得税徴収書(納付書)前期(令和3年1月～6月)分の納付書の控え ※すでに納付期限を過ぎているものについては承れません。事前に税務署にて納付を済ませますようお願いいたします。
③ 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書 ※昨年新たに新設された用紙です、必要事項の記入と押印はありますか？ 年末調整において基礎控除又は子ども・特別障害者等の所得金額調整控除の適用を受けようとする所得者は、その年最後の給与の支払を受ける前日までに給与支払者に提出しなければならない。	⑥ 提出先区役所より送付されている総括表等の書類はありますか？ ⑦ 事業主の方の朱肉を使用する印鑑(シャチハタ不可)は持ちましたか？
【ご注意】 不明点がある場合は、事前に事務局にご相談いただくか、税務署より送付されている「年末調整のしかた」又は、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」で確認ください。 ①～④の書類に関しては、事前に必要事項をご記入いただけない場合には、年末調整の書類作成を承れない場合がございますので、予めご了承ください。 上記書類がお手元に無い場合は、当会事務局・税務署・国税庁ホームページからご入手をお願いいたします。	



国税庁ホームページ内「年末調整がよくわかるページ」書類のDLも可能です。

事業者の方へ

消費税のインボイス制度 **登録申請受付中!**

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、**e-Tax**をご利用ください!!

- ☑ [e-Taxソフト(WEB版)]、[e-Taxソフト(SP版)]をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
 - ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。
- 個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



全国どこからでも誰でも参加可能な **オンライン説明会を開催**

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行ってまいります。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。